

令和8年6月定例会 文教厚生委員会（付託）

令和8年6月26日（金）

〔委員会の概要 教育委員会関係〕

出席委員

委員長	井村	保裕
副委員長	嘉見	博之
委員	須見	一仁
委員	大塚	明廣
委員	木下	賢功
委員	東条	恭子
委員	井下	泰憲
委員	扶川	敦
委員	岡田	晋

議会事務局

議事課副課長	小泉	尚美
議事課課長補佐	三木	真由美
議事課主任	横畠	里沙

説明者職氏名

〔教育委員会〕

教育長	中川	斉史
副教育長	高崎	美穂
教育改革統括監	真相	秀也
教育次長（幼少中学校担当）	遠藤	岳哉
教育政策課長	玉岡	あき子
教育政策課コンプライアンス推進室長	近藤	久善
教育D X推進課長	秋山	敏二
施設整備課長	大和	研二
教育創生課長	青木	秀夫
教職員課長	金岡	由岐子
福利厚生課長	藤本	泰史
義務教育課長	宮城	佳恵
高校教育課長	藤本	智美
特別支援教育課長	中山	登
人権教育課長	森本	雅仁
いじめ・不登校対策課長	福多	博史
体育健康安全課長	國方	正一
体育健康安全課防災・健康食育推進幹	月本	直樹

生涯学習課長

宮内 計典

【報告事項】

- 令和 7 年度教員時間外在校等時間について（資料 1）
-

井村保裕委員長

ただいまから文教厚生委員会を開会いたします。（10時33分）

直ちに議事に入ります。

これより、教育委員会関係の審査を行います。

教育委員会関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところですが、この際、理事者側から報告事項があればこれを受けることにいたします。

中川教育長

教育委員会に関する事項について、1 点御報告をさせていただきます。

令和 7 年度教員時間外在校等時間についてでございます。

お手元のタブレットの資料 1 を御覧ください。

教員の勤務時間については、全ての公立小中学校と県立学校において、出退勤管理システムに記録した平日、土日等の在校等時間を基に、令和 7 年度における一人当たりの 1 か月間の平均時間外在校等時間について集計を行いました。

まず、公立小中学校につきましては、小学校では30.2時間、中学校では43.9時間となっており、どちらの校種も令和 6 年度より1.5時間ほど減少しております。

また、県立学校につきましては25.3時間となっており、こちらも令和 6 年度より0.6時間減少しております。これは、県教育委員会による学校宛ての調査・アンケート等の削減・簡素化を図る文書スクリーニングを年間を通じて実施するとともに、日課表の見直しや授業時数の削減等を各学校に働き掛けた結果であると考えております。

しかしながら、国の定める上限指針である45時間や、過労死ラインである80時間を超える教員が一定数存在することを課題と捉えており、引き続き、各学校や市町村教育委員会と緊密に連携し、より実効性のある取組を強力に推進することで、教員の働きやすさと働きがいを実感できる環境づくりに努めてまいります。

報告は以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

井村保裕委員長

以上で報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

大塚明廣委員

徳島県は全国で一番糖尿病の罹患率が高いですけれども、子供時代の運動習慣と子供の肥満状況が分かれば教えてください。

月本防災・健康食育推進幹

ただいま大塚委員より、徳島県の10万人当たりの糖尿病死亡率ワーストを受けまして、県内の子供の運動習慣と肥満率について御質問を頂きました。

糖尿病などの生活習慣病の予防には運動が有効とされておりまして、生涯を通じた運動習慣形成には子供の頃の生活が影響しますので、子供の運動習慣確立は重大な健康課題であると認識しております。

小学校5年生と中学校2年生を対象とした全国体力・運動能力、運動習慣等調査というものがございまして、体を動かす遊びを含む運動やスポーツをすることが好きと回答した徳島県の子供の割合は、小学校5年生男子と中学校2年生男女で全国平均より高く、運動やスポーツをすることに対する子供の意識は良好であると捉えられます。

また、同じ調査における体育授業以外の1週間の運動時間というものがございまして、中学校2年男女においては全国平均を上回っておりますが、小学校5年生の男女においては全国平均を下回っている状況で、小学校5年生の運動時間が前年度に比べて減少していることもありまして、小学生において運動時間が少なくなる傾向が見られております。

また、肥満の状況につきましては、文部科学省の令和7年度学校保健統計調査がございまして、本県の肥満傾向児の出現率につきましては、5歳から17歳を対象とした中で男子の10歳、女子の10歳を除いた全ての年齢で全国値を上回っており、継続して肥満傾向が高い状況となっております。

大塚明廣委員

肥満が全国と比べて多いということですが、こういった状況に対しての取組状況を教えてください。

月本防災・健康食育推進幹

ただいま大塚委員より、運動習慣確立や肥満防止について、県教育委員会の取組について御質問を頂きました。

県教育委員会におきましては、このような傾向を問題として捉えておりまして、子どもの体力・運動能力向上対策委員会を設置して、全ての小中学校で体力向上計画を作成することとしております。それに併せて、専門的な指導者の派遣や教員対象の研修会を実施して、学校体育の充実を図っております。

また、市町村教育委員会との連携を図り、元気なあわっ子！外遊び推奨事業を開始して実施市町村を拡大しながら、小学校における子供の外遊びを促進しております。

さらに県内全ての学校におきまして、生活習慣改善プロジェクトを実施して、生活確認シート等を活用して個別の睡眠や食事などの振り返りを基に、肥満傾向児童生徒を対象とした個別指導を行っているところでございます。

大塚明廣委員

結局、動くというか運動の習慣付けだと思うのです。各学校において運動を習慣付けるためには何がいいのか考えてやられていると思うのですけれども、縄跳びは非常に簡単に

できますし、私の時にもありましたけれども縄跳びをよくやっていただくことが非常にいいと思うのです。それについての状況は分かりますか。

月本防災・健康食育推進幹

各校での縄跳びの実施につきましては、学習指導要領に従って小学校の多様な動きをつくる運動（遊び）という領域におきまして、縄を使っていろいろな運動をするという学習内容がございます。その中で縄跳びの学習が進められております。

また縄跳びは、委員お話しのとおり運動習慣づくりに効果的な要素がございますので、先ほど御説明した、元気なあわっ子！外遊び推奨事業等におきましては、学校のほうで縄跳びの講師を招へいして、その講師によるいろいろな縄跳びの集団遊びであるとか、技の紹介がありまして、普及をしているような例もございます。

大塚明廣委員

一つの習慣付けですので、していない学校があったら是非するように。

それと、徳島県は自然が多い所なので社会科の中でできるだけ外に出て、植物や昆虫を見る授業が良いと思うのです。そういうことを昔は私もやっていたのですが、やられていますか。私の頃はそんなことはしなくても外に出て遊び回っていました。例えば社会や理科の授業で、外遊びとして野に出て授業を行ったり、外に出ていろんな状況を見たりすることを取り入れていますか。

宮城義務教育課長

義務教育段階におきましては社会、理科、そして低学年 1、2 年生での生活科の学習等、その他たくさんの総合的な学習の時間等を利用しまして、しっかりと体を使って学び取る学習を積極的に取り入れて進めておるところです。

大塚明廣委員

できるだけそういうのも使っていただきたいと思います。

最近、禁煙なさる方は大分増えてきたのですけれども、喫煙防止に関して学校現場で学習というか、やられていることが何かありましたら教えてください。

月本防災・健康食育推進幹

喫煙防止に関する学習を学校でどのように進めているのかという御質問を頂きました。

喫煙につきましては、開始年齢が低いほど依存症となる傾向も強く、子供の健康な発育を阻害することが指摘されておりますが、喫煙だけでなく飲酒であるとか薬物乱用、危険ドラッグやオーバードーズの問題もありますので、学校におきましてはそれらの害について理解するとともに、正しい意思決定や行動ができる学習を充実しております。

各学校におきましては、学習指導要領に従って主として体育・保健体育科において学習が進められておりまして、一例として小学校の高学年におきましては、喫煙、飲酒、薬物乱用が健康に与える影響等、中学校ではそれに加えて未成年の喫煙や飲酒は依存症になりやすいということ、高等学校では胎児への影響であるとか法律の整備等について、発達段

階に応じて学習を進めております。

また、国の方針にも基づき、全ての公立学校で薬物乱用防止教室を開催しておりまして、その中で喫煙防止についての学習も取り扱われている現状でございます。

大塚明廣委員

いろいろやられていると思います。是非続けてやっていただきたいと思います。

岡田晋委員

それでは教職員課にお聞きします。先日の一般質問で、時間の関係上お聞きできなかったことをお聞きします。

教員不足についてです。教員の未配置ですが、昨年度32人であったとお聞きしましたが、今年度5月1日現在の教員未配置数を校種別に教えてください。その後、配置されましたか。

金岡教職員課長

ただいま岡田委員より、教員の未配置数等について御質問を頂きました。

令和8年5月1日現在の未配置数は小学校8人、中学校8人、高等学校5人、特別援学校13人、合計34人でした。

このうち6月1日現在も未配置となっていますのは小学校3人、中学校4人、高等学校4人、特別支援学校3人、合計14人です。

岡田晋委員

次に今年度5月1日現在、産休、育休、病休の教員は何人か。それに対する補充教員はフルタイム、臨時教員で何人、短時間勤務臨時教員は何人でしょうか。

金岡教職員課長

ただいま岡田委員より、産休、育休、病休の教員の人数と、それに対する補充教員について御質問を頂きました。

令和8年5月1日現在、産休の教員は39人、育休の教員は169人、病休の教員は23人、合計231人です。

また、これらを含む休暇等を取得している教員に対する補充としては、常勤講師を167人、非常勤講師を64人配置しております。

岡田晋委員

説明いただいたフルタイム教員の休暇に対する補充が短時間勤務教員の場合、学校現場では学級担任をしていただけない、校務分掌が任せられないなどの様々な困難があると思いますが、その問題について県教育委員会はどういう手立てを行っているのですか。

金岡教職員課長

ただいま岡田委員より、補充教員について学級担任ができなかったり校務分掌が任せら

れない場合に教育委員会はどのような手立てを行っているのかという御質問を頂きました。

休暇等を取得している教員に対する補充として非常勤講師を配置した場合、学級担任や校務分掌などの業務については、担任を持っていない専科教員などの人事配置や授業展開について工夫を行いつつ、各学校の状況に応じて教員業務支援員を配置して、授業準備の補助や事務作業の支援などを行うことで、教員が本来の教育活動に専念できる環境の整備にも努めております。

岡田晋委員

教育長にお聞きします。6月19日の本会議で教育長が、教員の未配置が可能な限り生じないように採用予定数を令和8年度は22人増、令和9年度は9人増で大幅に拡大したと答弁されましたが、令和7年度5月1日現在でも32人の未配置で、本年度も教員の未配置が発生しています。にもかかわらず、教育活動に支障が生じる状態になっていないと答弁されました。

学校現場の先生方や保護者の皆さんが教育活動に支障がないと言っているのですか。

また、一般質問の教育長の答弁は、何を根拠に教育活動に支障が生じる状態になっていないとされたのでしょうか。

金岡教職員課長

ただいま岡田委員より、先日の一般質問での教育長の答弁に関して御質問を頂きました。

頂きました御質問に関して、教員の未配置につきましては、その学校や教員に多大な負担が掛かるとともに、円滑な教育活動に支障を来すおそれがあることから、人数や期間にかかわらず解決すべき重要な課題であると認識しております。

本年度も教員の未配置は発生しているものの、その多くは産育休や病休などに伴う一時的なものでございます。そのため先日の一般質問における教育長の答弁では、継続的な学級担任不在や教科担任不在は生じておらず、必要な授業が実施できない状態にはなっていないことから、教育活動に支障が生じる状態にはなっていない旨をお答えしたものでございます。

岡田晋委員

答弁の中で話されたティーチャーズバンク、マイスターバンク登録者は何人いるのでしょうか。

その登録者は毎年度更新し、毎年度本人の意思確認を行っているのですか。聞くところによると10年前に登録した方に今年、電話連絡があったそうです。

金岡教職員課長

ただいま岡田委員より、ティーチャーズバンク、マイスターバンクの登録者数について、それから運用について御質問を頂きました。

ティーチャーズバンクとマイスターバンクは、いずれも県教育委員会が実施しております臨時教員候補者登録制度でございます。臨時教員候補者登録制度は徳島県内の公立学校において臨時教員が必要なときに備えて有資格者に事前に登録していただくものです。

ティーチャーズバンクは一度登録いただくと 3 年間有効でありまして、令和 8 年 4 月末時点での登録者数は 2,200 人となっております。

また、マイスターバンクは徳島県並びに他の都道府県及び指定都市の国公立学校教員を退職された方の中から登録いただくものでして、令和 8 年 4 月末時点での登録者数は約 600 人となっております。

ティーチャーズバンク及びマイスターバンクは登録者に毎年度更新を求めているものではなく、県教育委員会から連絡を取った際に都度、任用に関する意思確認を行っております。

なお、補充教員の迅速な確保のための人材の掘り起こし過程で、委員のおっしゃるような 3 年以上前に登録されていた方に連絡を取らせていただく場合もございます。

岡田晋委員

一番問題なのは、本来県教育委員会が行うべき補充教員を見つける仕事を、当該校の教頭をはじめ教職員に肩代わりさせている事実です。

そうすると本務に支障を来し、負担が大きくなっているのではないのでしょうか。そこでお聞きします。教員の未配置をなくすのは県教育委員会の責任だと認識していますか。

金岡教職員課長

ただいま岡田委員より、教員の未配置をなくすのは県教育委員会の責任だと認識しているかというお尋ねがございました。

補充教員につきましては、原則として県教育委員会が主体となって確保に努めております。

ただ、急な欠員が生じた緊急時などには、学校現場において地域のネットワークなどを通じて人材の掘り起こしや候補者への直接的な働き掛けなど、柔軟に御協力いただいている場合もございます。

県教育委員会としましては、教員の確保や適切な配置は県教育委員会の責任であると認識しておりまして、そのためには県教育委員会における取組が不可欠だと考えております。

県教育委員会としましては、ティーチャーズバンクなどの整備拡充、大学への訪問や高校生向けのセミナーなどを通じた教員志望者の掘り起こしなどを通じて、県教育委員会が主体となって補充教員の迅速な確保に一層取り組んでまいります。

岡田晋委員

一般質問では、継続的かつ計画的な新規採用や新たな臨時教員の確保方策を検討することなど、様々な方法により教員確保に努めるとの答弁がありました。どのような具体的な取組をされるのかお聞きします。

金岡教職員課長

ただいま岡田委員より、教員確保に関してどのような具体的な取組をするのかという御質問を頂きました。

県教育委員会としましては、引き続きホームページや SNS などの各種メディアを活用

した広報を行うとともに、教員免許を持ちながらも教職に就いていない、いわゆるペーパーティーチャーを対象とした相談会の実施や、求人サイトへの登録などを通じた臨時教員募集などを検討するなど、臨時教員の迅速な確保に一層努めてまいります。

岡田晋委員

前例に頼らず十分に協議されて、より良い徳島の教育を目指していただきたいと思います。次回の委員会でその進捗をお聞きしたいと思います。

次に施設整備課にお聞きします。県立学校の屋外部活における冬季夜間照明についてです。冬場には日の入りが早く、暗い中での部活ができず困っているのではどうかしてほしいと生徒さんからの要望があったので、県立学校の部活動で使用するグラウンドやコートの照明の現状について教えてください。屋外で照明の設置されていない所はどういった施設で何箇所ありますか。

大和施設整備課長

ただいま岡田委員より、グラウンドなどの屋外照明の現状について御質問を頂きました。

県立学校の屋外運動施設における照明設備の設置状況につきましては、現在グラウンドに照明設備が無い学校が 1 校、テニスコートに照明が無い学校が 5 校ございます。

なお、このテニスコートに照明が無い学校のうち、実際に部活動で使用的是のは 2 校となっております。

岡田晋委員

照明設備が設置されていないところもあるとの説明ですが、そこは取り残されていたのですね。部活動が盛んな学校では、かなりの不便を強いられていたと思うので、そういったところは速やかに設置してあげるべきだと考えますが、見解をお聞かせください。

また現在、設置されている照明設備も老朽化していると思いますが、照明の照度はそれぞれの部活動に支障はありませんか。

大和施設整備課長

ただいま岡田委員より、未設置の学校への見解と照明設備の老朽化による照度について御質問を頂きました。

委員御指摘のとおり、部活動の盛んな学校においては照明が無い中でも様々な工夫をして冬期の活動時間を確保していると承知しており、こうした学校への設置に向けて速やかに計画を進めてまいりたいと考えております。

また、既存の照明設備の中には経年劣化により本来の照度が低下しているものが一定数あると思われ、これらの課題は照明の LED 化によって改善されるものと考えております。

このため、県教育委員会としましては水銀灯の LED 化に計画的に取り組んでおり、令和 7 年度には体育館の照明 LED 化に着手しております。また屋外のグラウンド等の照明につきましても順次整備を進めているところでございます。

なお、実際の整備に際しましては、現状において暗い箇所や照明が不足している箇所がないかなど、各学校の利用状況について丁寧にヒアリングを行いながら取り組んでいると

ころでございます。

今後とも学校現場のニーズをしっかりと把握して、照明設備の更新、充実に努めてまいりたいと思います。

岡田晋委員

照明設備の無いところは遅れを取り戻すために早急に設置をお願いします。

また、老朽化した照明設備は順次LED照明に更新すること、電気代も下がり今まで以上に明るくなるので部活動の安全性も向上し、SDGsの7番目の目標、エネルギーをみんなに、そしてクリーンにの実践につながる良い取組ですので計画的に実施をお願いします。

次に、生涯学習課に徳島ラーケーションの日の実態についてお聞きします。昨年度より県において開始された徳島ラーケーションの日ですが、県外の状況を教えてください。

また、当初は県立学校のみでしたが、その後、市町村立小中学校への広がりはどうなっていますか。

宮内生涯学習課長

ただいま岡田委員より、ラーケーションの日の県外での導入状況と県内市町村での広がりについて御質問を頂きました。

まず、他県でのラーケーションの日の導入状況についてでございますが、ホームページ等に公開されている情報から把握している状況といたしまして、県立学校については、令和5年度に愛知県で、令和6年度に茨城県、山口県、熊本県で導入されており、令和7年度に導入いたしました本県は、全国で5番目の導入と認識いたしております。また、令和8年度に沖縄県においても導入されたところでございます。

次に、県内市町村での導入の広がりについてでございますが、令和7年4月1日に県立学校で導入いたしました後、同じく4月から導入された神山町を皮切りに、6月に上板町、7月に鳴門市、佐那河内村、藍住町、8月に阿波市、松茂町、9月に美馬市、三好市、石井町、那賀町、海陽町、つるぎ町、東みよし町、10月に吉野川市と徐々に広がりを見せまして、令和8年3月に勝浦町と、令和7年度中に16市町村で導入されますとともに、令和8年度に入り、4月に徳島市をはじめとする6市町で、この6月に2町において導入されましたことで、県内24市町村、全市町村立学校においてラーケーションの日が導入されたところでございます。

岡田晋委員

この6月から県内全ての市町村で実施とのこと、すばらしいです。

生徒が学校以外で家族と共に学ぶ機会、家族の休日に合わせて非日常的な時間を過ごすことにより、家族のきずなや学校の大切さを知る良い時間だと思います。

その徳島ラーケーションの日を活用して、こういった家族との過ごし方や学習につなげたのでしょうか。利用件数と共にお聞かせください。

宮内生涯学習課長

徳島ラーケーションの日を活用し、こういった家族との過ごし方や学習につなげたのか利用件数も併せて伺いたいとの御質問を頂きました。

令和 7 年度の県立学校における徳島ラーケーションの日の利用状況ですが、生徒からの申請が 1 学期に 376 件、2 学期に 1,008 件、3 学期に 666 件と、年間合計 2,050 件の利用があったところでございます。

その活用事例といたしましては、昨年ならでは大阪・関西万博を訪問し、海外の様々な国の歴史や文化について見識を深めたとの事例をはじめ、全国の様々な伝統行事や歴史的建造物、自然景観などを実際に現地を訪れて体感されたというような事例が多く見受けられ、中には海外を訪問し日本とは異なる文化に触れられたとの事例もございました。

また、県外に出掛けられた事例以外にも、県内の施設でクラシック音楽や絵画の鑑賞をされたというような事例や地域のお祭りへの参加、職場見学を体験した等の事例もございます。

教育委員会といたしましては、こうした体験を通じ、自ら考え自ら行動できる力を育んでいただくとともに、子供たち自身が学びたいことを家族で話し合って計画し、保護者等の休みに合わせ家族と一緒に実践していただくことによりまして、子供の今の生活を振り返ったり、今後についてゆっくり話し合ったりする機会としていただければと考えております。

岡田晋委員

利用された子供や保護者の意見をお聞きして、今後この制度の運用基準を見直す考えはあるのでしょうか。

宮内生涯学習課長

ただいま、制度の運用基準を見直す考えはあるのかとの御質問を頂きました。

ラーケーションの日につきましては、この 6 月に県内全ての小中学校での運用が開始されたところでございますので、まずは引き続き生徒や保護者の方々への制度の周知、広報に取り組みますとともに、各学校での利用状況等の把握に努め、改善すべき点が出てまいりましたら適宜見直しを加え、より良い制度となるよう取り組んでまいりたいと考えております。

岡田晋委員

今後とも徳島ラーケーションの日を活用された方々の御意見も参考にいただき、子供たちにとってより良い体験や家族の仕事の休みに合わせて共に過ごすことができる時間、空間を提供する徳島ラーケーションの日の普及に努めていただきたい。

次に、いじめ・不登校対策課に 2 問質疑させていただきます。

まず、来年度開校される県立学びの多様化学校（中学校）への通学方法についてお聞きします。学校説明会が 7 月 18 日から始まります。説明会の会場は鳴門教育大学、ふれあい健康館、藍住町総合文化ホールの 3 か所となっております。

説明会で必ず聞かれることだと思います。学校の設置される場所へは公共交通ではスムーズに行くことができないと思います。学校は 9 時 30 分からとお聞きしておりますが、

保護者や生徒さんの負担を最小にするための通学方法はどういったものとなるのでしょうか。

福多いじめ・不登校対策課長

ただいま岡田委員より、学びの多様化学校への通学方法につきまして御質問を頂きました。

徳島県立学びの多様化学校への通学方法につきましては、ＪＲやバスなど公共交通機関の利用、保護者の方による自家用車での送迎、又は自転車等としています。

公共交通機関の利用に関しましては、徳島駅から鳴門駅を経由し、鳴門教育大学に直行する便もあり、学校の始業や終了の時間については、公共交通機関の利用等にも配慮しまして設定をしているところであります。

岡田晋委員

公共交通が発達していない徳島県において、県都徳島の中心部から離れた程遠い場所に学校を作り、生徒の通学方法の在り方についても特段の配慮がないのはどういった理由からでしょうか。

福多いじめ・不登校対策課長

ただいま、通学方法につきまして特段の配慮がないのではないかという御質問を頂きました。

特段の配慮をしなかったというわけではなく、当課の担当者が徳島駅から実際にバスに乗車しまして乗車状況や交通の渋滞等を確認するなどにより、公共交通機関での通学が可能であると判断いたしました。ＪＲにつきましても、鳴門駅からバスに乗り換えることで登下校が可能であると考えています。

現時点においては、転入学の生徒の通学方法やニーズはまだつかめておらず、今後は実態の把握に努めるとともに、公共交通機関の利便性について研究、検討して改善が図られるよう努めてまいりたいと考えております。

岡田晋委員

県立学びの多様化学校（中学校）の新設が全国的に広がる中、我が県においても新設されるので良い取組だとは思いますが、中学生が通学する上での地理的な条件の配慮やいろんな形で多方面での思いが必要な学校です。来るのなら来てくださいといった学びの多様化学校にならないようにお願いします。

次に、不登校児の支援策についてお聞きします。

不登校の児童生徒が急増している中、県が学校に通えない子供たちの支援に力を入れていただきたいと思っております。

例えば登校や外出ができない子供に居場所を提供する取組として、インターネット上の仮想空間メタバースを開設したり、アバター、分身を使用して児童生徒が交流したり、ワークショップを開催したりするワンストップオンラインの相談窓口との連携の取組を実施している県があります。

本県においてもこういった不登校対策を実施してはどうかと思いますので、お考えをお聞かせください。

福多いじめ・不登校対策課長

ただいま不登校支援としましてメタバースの活用につきまして御質問を頂きました。

不登校児童生徒への新たな支援策として、メタバースの活用は仮想空間を通じて安心できる居場所や学習機会を提供する上で有効なアプローチの一つであると認識しております。

令和 7 年度に県の事業において実証研究を実施した県内自治体では、事後アンケートで回答者全員が自分のペースで学習できたと答え、従来アプローチが困難であった自宅から出られない児童生徒への支援につながったとの評価が得られたところです。

県立学びの多様化学校開校に向けて、鳴門教育大学との間にワーキンググループを設置し、特別な教育課程や児童生徒の支援方法等について協議を進めており、その中でもメタバースの活用について研究してまいりたいと思っております。

岡田晋委員

メタバースの導入により子供同士で交流を楽しんでほしい。好きなことでつながることで新しい発見や仲間づくりになればと思います。

是非とも前向きな検討をして取り組んでいただきたいと思います。

井下泰憲委員

私からお伺いします。まずN-E. X. T（ネクスト）ハイスクールの事業についてお伺いします。さくさくといきますので。今回提出されている高等学校等教育改革促進事業の内容についてお伺いしたいと思います。どういうことをしているのかをお答えください。

また今回、4 校を選定されておりますが、その 4 校を選定した理由と、ほかに何校から応募があったのか、併せてお願いいたします。

青木教育創生課長

ただいま井下委員より、N-E. X. T（ネクスト）ハイスクール構想について県内の意向、あるいはこういった経緯で選定したのかといった御質問を頂いております。

国におきましては高校教育改革に関する基本方針、いわゆるグランドデザインの下、将来の社会情勢等を踏まえ産業イノベーション人材の育成等を目指すN-E. X. T（ネクスト）ハイスクール構想が示されております。

この構想に基づき、高等学校等教育改革促進事業におきましてアドバンスト・エッセンシャルワーカー等の育成、理数系人材の育成、多様な学習ニーズに対応した教育機会の確保、この三つの類型において改革を先導する学校への支援が措置されております。

本事業は類型ごとに 1 校選定をし、設置目的の異なる場合には 1 校追加できるということで、上限 4 校申請ができることになっております。

申請する学校の選定に当たっては、国への申請手続として求められているわけではございませんが、県内各校から実施の意向と提案を受け付けまして、意向のあった 10 校について適宜ヒアリング等を実施しながら、県教育委員会として事業趣旨に沿った事業内容と申

請校について検討いたしました。

また、総合教育会議をはじめ各種会議での御意見や関係部局との協議等を踏まえ、本県の課題、各校のスクールポリシーとこれまでの取組、それから県内での波及効果等を考慮しまして、全県的な見地から国事業の各類型の趣旨に合致する学校を選定し申請したところでございます。

井下泰憲委員

10校あったということで、6校は残念ながら今回は選定されなかったということでございます。

これは前から言っているのですけれども、今回のN-E.X.T（ネクスト）ハイスクールの事業について、6か所への支援ということで県としてもフォローをきちんとしていかないといけない、その一つとして地域コーディネーターを全ての学校にしっかり配置していくことが僕は大前提だと思っております。

なので今回すごく金額の大きい事業なのですけれども、これはこれとしてやっていただいたらいいなと思っておりますが、漏れた学校も含めてどういったフォローをしていくのかをお伺いします。

青木教育創生課長

ただいま、コーディネーターの配置につきまして、N-E.X.T（ネクスト）ハイスクール構想以外でどう取り組んでいくのかといった御質問を頂きました。

コーディネーターというのは、学校と地域や企業との連携、協働を図る上で常に重要な役割を担うと考えております。

委員のお話にありましたけれども、今回のN-E.X.T（ネクスト）ハイスクール事業は全額国費でございますが、この申請におきましても各校でコーディネーターを配置する計画としております。

それ以外の学校についてはどうかということでございますが、現在国におきましても来年度から新たな高校教育改革の交付金の創設等も検討されております。

加えて県におきましても今年度、新たに県独自の事業といたしまして、高校教育特色化・魅力化推進スタートアップ事業を立ち上げ、この事業で学校と地元自治体とが連携して高校の魅力化への取組、こういったものを支援しておりまして、そこではコーディネーターの活動費にも活用できる事業としております。

県教育委員会といたしましては、引き続きこういった事業の活用も視野に入れながら、学校と市町村と連携して、特色・魅力ある学校づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

井下泰憲委員

3年ぐらい前から私も言い続けているので、やっとそういった形になってきたなと思います。

ちなみに地元の三好市にもずっと言い続けていたら、今回地方創生推進課の中に池田高校の魅力化担当という方も置いていただけるようになりました。本当に地域との連携が必

要不可欠な事業でございますので、しっかりとその辺を連携しながらやっていただきたいと思います。

先ほど言いましたが、今まで教育現場で使っていた金額と 2 桁くらい違うのではないかなという額でございます。なかなか学校現場だけでアイデアを出してやるというのは厳しいところがありますので、いろんな方にしっかりとフォローしていただきながら、何年前かにこういう大きい事業があったなというような、変なハードだけが残らないような事業にしていきたいと思います。引き続きよろしくお願い申し上げます。

あと、先ほど時間外在校等時間が出ていましたが、中学校で構いませんので、部活動のみの時間は出していますか。占める割合が分かれば教えてください。

玉岡教育政策課長

ただいま時間外在校等時間の中学校の部活動の時間というところですが、時間外在校等時間に占める部活動の割合というのは算出、集計をしておりませんが、昨年度時間外在校等時間について多くの時間を費やしている業務は何ですかというアンケートを取った時に、中学校においては約 2 割の方が部活動に時間を取られているといった回答でございました。

井下泰憲委員

そういうことだと思います。

ある程度 D X 化していくとかいろいろ言うのですけれども、アナログの部分で部活動の改革も一緒にやらないと、なかなか時間が減っていかないと思っておりますので、それは意見しておきます。

それでその流れといいますか、地域移行を進めていくのも大事なのですが、先日、新潟県で部活動の移動中、遠征中に事故がありました。

地域移行と併せた質問みたいな形になるのですけれども、この間は私立学校の部活動だったのですが、例えば地域移行をしていくと、少年サッカーとか野球とかと同じような感じで、運転する方が一般の方だったりということがどうしても今後出てくる可能性があります。こういったところの移動方法であるとか車両とか運転手とか、あと保険加入、また臨時の対応などについて、統一した安全基準を県が作っているのかどうか、ガイドラインをきちんと定めていく必要があると思うのですが、いかがでしょうか。

國方体育健康安全課長

ただいま井下委員より、部活動の移動に関するルールづくりについて御質問を頂きました。

部活動の地域展開に伴い、移動手段を含めた安全確保のルールづくりは非常に重要な課題であると認識しております。

国が策定しました部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドラインにおきましては、学校部活動と同様に事故の防止を徹底し、生徒が安全・安心に活動に取り組める環境を構築することが不可欠であると明記されております。

また、地域クラブ活動の認定要件の一つとして、適切な安全体制が確保されていることが認定の条件に位置付けられております。

そこで、活動場所や大会等への移動手段の確保につきましては、スクールバスやスポーツ団体のマイクロバスなど既存の送迎車両の有効活用や、地域の公共交通との連携などが示されております。

現在、本県の各市町村におきましても、学校部活動の生徒の移動において各自治体が運営管理するマイクロバスの利用や貸切バス等の費用に対する補助金制度を設けるなど、地域の実情に応じた対応を頂いております。

今後、地域部活動が増加していったときに現在、国で策定が予定されています部活動移動時の安全対策も踏まえまして、生徒の安全・安心な環境がしっかりと担保されるよう各市町村やスポーツ協会等とも連携しながら環境整備に取り組んでまいりたいと考えております。

井下泰憲委員

スポーツ庁が今回の事故を受けて、全国の教育委員会に対して遠征時の安全確保や危機管理体制の再点検を求める通知を出しております。何度も言いますけれども、高校の部活とか学校の範囲であれば今までどおりでいけるかなと思います。

ただ、すごくラインが曖昧なところがありまして、地域移行した先が地域のクラブであった場合に、例えば小学生から高校生まで一つのクラブ活動みたいなこともあり得るのではないかと。そうなってくると学校の管理下ではない活動が増えます。

その中でこういった安全管理の重要性はますます増してきますし、責任の所在が曖昧になってくる可能性があるので、しっかりとガイドラインを作成して周知していくということをお願いしておきますので、またいろいろ動きがありましたら教えていただきたい。

それと同時に今回、子供たちがその場所で救急対応をしたということもございますが、今は熱中症も言われております。いざというときのそういった A E D の使用であったり、救命救急対応に関しても、しっかりと専門的な人の研修を一度受けるなど、いろいろ考えてやっていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

次の質問です。先日、沖縄県の辺野古で実施されました高校生の校外活動で、高校生が亡くなるという大変痛ましい事件が起きました。

文部科学省は、この事故を単なる事故ではなく、高校の安全管理及び部活動の在り方そのものを検証する事案として受け止め現地調査を実施しました。その上で教育基本法第 14 条第 2 項に定める教育の政治的中立性に反するという厳しい判断をしております。

そこでお伺いしたいのですが、今回の文部科学省の通知・報告を受け、徳島県教育委員会では小学校も含め、県内の全ての学校に対してどのような指導といたしますか、聞き取り等を行ったのか、もしあればお願い申し上げます。

藤本高校教育課長

沖縄県での修学旅行中における痛ましい事故並びにそれに伴う国の是正指導につきましては、県教育委員会としても極めて重く受け止めております。

第一に優先されるべき児童生徒の安全確保についてでございますが、本県におきましては、これまでも徳島県立学校遠足、修学旅行実施基準・手引きを策定し運用してまいりました。

各学校におきましては、この手引に基づき法令等を遵守した適切な事業者、交通機関の選定、十分な引率体制や危機管理マニュアルの整備など、事前準備と安全確認を徹底しているところでございます。

次に、学習内容の政治的中立性についてでございますが、県教育委員会といたしましては現場の教員が過度に萎縮して学習活動が後退することや、逆に偏った指導となってしまうことを防ぐため、日頃より高等学校等において主権者教育に関する教員研修会を実施しております。

社会で意見が分かれる現実の課題に対して、教員がどのように公平・中立な立場を保ち、生徒の多面的で主体的な思考を促す指導を行うべきか、この研修等を通じて教員の実践的な指導力向上に努めているところでございます。

井下泰憲委員

ある程度やっつけていただいているということですが、教育基本法の定める教育の政治的中立性に反するという今回の見解はものすごく大きなことだと思っております。

そこ、できれば小中高全てについて伺いたいします。例えば平和学習とかに関して、外部の団体やNPO等が提供する研修とか体験学習、ある意味地域の戦争体験なんかも含まれるかと思うのですが、そういったものを教育活動として採用する場合に、教育内容、その中立性、多面的・多角的な視点及び教材の妥当性について誰がどのような基準で確認しているのか、伺います。

宮城義務教育課長

先ほど井下委員から、外部講師等の選定等その他基準等について、どのように行われているかという御質問を頂きました。

義務教育段階では、特に平和に関する学習につきましては社会科や道徳、総合的な学習の時間など、日頃、学校教育で学んでいる内容と密接に関連するものでございます。

そのため、事前学習で培った疑問や課題を現地で本物に触れることで解決して学びを深化させられるよう、各学校がそれぞれの教育目標に沿って場所や相手先の選定を行っております。

また実施に当たりましては、関係業者に過度に依存することのないよう各学校において実績のある旅行会社等から最新の受入状況や学習内容に関する情報を収集し、その提案内容等を十分に検証、議論した上で決定しております。

安全面につきましても、児童生徒の発達段階や、保護者・教職員の意向等を十分に踏まえて実態に応じた慎重な行程調整を行っております。

また、学校における外部講師等の選定及び委託方法につきましても御質問いただいたのですが、小中高の教育活動における外部講師の選定及び委託方法につきましては、各学校において教育効果を最大限に高めつつ、安全かつ適正に授業を実施できるよう慎重に検討を行っております。

具体的には各学校におきまして、学習指導要領に基づく学校教育目標の達成に向けて講師の専門性や実体験を重視するとともに、児童生徒の発達段階に応じた指導力、そして教育活動にふさわしい言動や振る舞いを備えているかを十分に確認しております。

教育基本法に定められておりますとおり、公教育の場といたしまして特定の思想や信条に偏ることがないよう政治的・宗教的な中立性が担保されていることを各学校において十分に確認しております。

人材の確保に当たりましては、県や市町村教育委員会が運用する人材バンク等を広く活用しており、これによって各学校がニーズに合致した適正な人材の紹介を受けることができる、そういったものを構築してございます。

また外部専門機関や県の出前事業等も活用いたしまして、県や市町村お勤めの信頼性の高い講師を計画的に招へいし、子供たちの学びの深化につなげているといった現状でございます。

井下泰憲委員

以前にも、私は学校の配布物について政治的中立性に欠けるのではないかと発言させていただいたことがあるのですが、当たり前ルーティンのように普段やっている中でも、例えば環境問題とかでも意外と政治的に世論を二分したりとか、いろんな課題がありますので、この判断が本当に難しいというのは事実だと思います。

ただ、だからこそあらかじめ分かっているような案件ですとか、ネットでいろんな情報が出ていますけれども、そういうところに左右されずにしっかりと判断するという流れを作っておいていただきたい。相談窓口といったらおかしいですけれども、そういった体制をとっていただきたいと思っております。

修学旅行について更にお伺いします。先ほど安全管理等や学習目的、訪問活動、また活動内容についてもあらかじめしっかりとやっていただいているということだったのですが、今回城北高校が修学旅行で韓国に行ったことでお伺いします。

ちなみに全ての子供たちが修学旅行で韓国に行ったのか、果たしてそうではなかったのか。北海道にも行ったとあったのですけれども、この辺を教えていただきたいなど。参加人数です。

また、海外に行くことで、我々からしたら何となく高いのではないかというイメージもあったりして、北海道への国内旅行との金額の差があれば教えていただけたらと思います。

藤本高校教育課長

ただいま井下委員から、北海道・韓国修学旅行の旅行代金と人数についての御質問を頂きました。

北海道・韓国修学旅行の旅行代金についてでございますが、韓国コースが約16万円、北海道コースが体験活動のオプションの差により約12万円から13万円となっております。

また城北高校につきましては、韓国と北海道の二つのコースに分かれて行っておりますが、韓国には18名が参加したと聞いております。

井下泰憲委員

北海道は何人が行ったのですか。

藤本高校教育課長

学年団の参加生徒が265名になりますので、そこから18名引かせていただいて247名になるかと思います。

井下泰憲委員

割合からしたら少ないかなと思いますが、韓国に行くことは、僕は全然否定はしてなくて、むしろそういった経験は良いのではないかなと思うのです。修学旅行の負担は結構大きいですね。北海道にしても大きいのではないかと感じておりまして、今回韓国に行った子供たちというのは、パスポートも含めてになりますが、全て実費だったのかお伺いします。

藤本高校教育課長

高等学校の修学旅行におきましては全額自己負担になっております。

井下泰憲委員

それと今回の活動内容なのですけども、韓国でこういった活動内容だったのか、細かくなくていいので教えていただけますか。

藤本高校教育課長

韓国のコースでございますが、DMZ（非武装地帯）への訪問、学生ガイドとの自由研修、学校交流、体験学習と聞いております。

井下泰憲委員

ちなみに徳島空港からの韓国便を利用されたのですか。

藤本高校教育課長

行きと帰り、両方とも徳島空港を利用しております。

井下泰憲委員

これも私の個人的な意見なのですけども、韓国に行くこと自体は、先ほども言いましたけど特に否定はしておりませんが、知事が5月17日のSNSに城北高校の修学旅行についてコメントというか、発信しておりまして、その中で、教育大綱に基づき国際性に向けた教育をしっかりと実行するすばらしい城北高校校長先生、学区制廃止・再編に向けて、差がどんどんついていく徳島県立高校と書いてあるのです。私みたいにながった見方をすれば、学校現場の先生方からすると、逆に韓国に行かなければみたいな解釈ができるのではないかと。学校現場が萎縮してしまうのではないかと。これは僕の個人的な意見ですよ。そのようにも見えないことはないのです。

先ほども言いましたが、教育委員会と知事部局は、知事を含めて一定の距離を取っていかないといけない。それは、教育基本法に政治的な中立であったりとか不当な支配の排除というところが定められていますので、知事がこういった発信をしても学校現場には萎縮をしないでしっかりと子供たちの適切な教育環境を担保していただきたいと思います。と考えておりま

す。この辺のコメントだけ頂いていいですか。

玉岡教育政策課長

ただいま、知事の SNS 投稿についての県教育委員会の受け止めについて御質問を頂きました。

今回グローバル人材の育成でありますとか、若い世代の国際交流の重要性というところにつきましては、これまで様々な場で知事からも発言がなされてきているところでございまして、今回の投稿についても同様の趣旨での発言と受け止めております。

また委員がおっしゃいましたように、豊かな国際性を身に付けるというところは知事が定める徳島教育大綱においても柱として位置付けておりますので、ここは各学校も含め県教育委員会としてそういう認識でおります。

井下泰憲委員

何度も言いますが、韓国に行くことを否定はしませんが、最後の一文で、差がついてくる県立高校と言われると、いろんなことを勝手に想像してしまいますので、差をつけたらいけないと思いますし、韓国に行くことが正解ではなくて、いろんな機会を子供たちも含めて主体的に取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

最後に、学校現場におけるデジタル技術の活用と、これからの教育についてお伺いしたいのですが、私が 6 年生の時の担任であります中川教育長が就任 3 年目ということでございまして、これまでの 2 年間、とりわけ本県の教育のデジタル化を引率してきたと思っております。学校現場における生成 AI の活用についての取組や課題をお伺いさせていただきます。

宮城義務教育課長

ただいま井下委員より、学校現場における生成 AI の現在の活用状況につきまして御質問を頂きました。

本県におきましては、国のガイドラインを踏まえ、子供たちが安全に利用できる環境を整えつつ具体的な授業での活用検証を進めております。

例えば小学校高学年では、調べ学習などで自分の考えをまとめる際に生成 AI に相談して新しいヒントをもらい、自分自身の思考を深めたり、中学校では生成 AI と対話しながらアイデアを広げ、提示された案から自分の目的に合うものを吟味し、それらを組み合わせることで更に自分らしい考えへと再構築していくなどの活用が始まってございます。

さらに、教員につきましても授業の質をより高めるために、子供たちの興味関心を引き付けるような教材のアイデアを生成 AI と壁打ちして生み出すなど、より分かりやすい授業づくりのパートナーとして活用する取組が始まっております。

県教育委員会といたしましては、今後も子供たちの主体的な学びを一層充実させるため、各学校でこうした実証と検証を進めてまいります。

井下泰憲委員

昨日もやっていたのですけれども、最近テレビでも、AI が友達になり過ぎて、しかも

A I に相談するとすごく自己肯定感を認めてもらえ自信が湧いてくるみたいな話もしてありました。デジタル技術の活用もいいのですが、学校の先生がその対応に追われて、本来業務の子供たちと向き合う時間が減っては本末転倒です。

これからの新しい学びを支える環境をどのように作りながら教員の負担軽減を更に図っていくのか、なかなかバランスが難しいと思うのですが、その点をお伺いしておきます。

宮城義務教育課長

委員から御質問の新しい学びを実現するための環境整備と教員の負担軽減についてでございますが、これからの時代に求められる主体的な学びと教職員の働き方改革を両立させる基盤として、県内の公立学校の児童生徒及び教職員が利用できる共通のGoogleアカウントを整備いたしました。

これにより進学や教員の異動のたびに生じていたシステムの使い直しの負担を解消し、小・中・高と学びを止めないシームレスな学びの環境を実現するとともに、事務作業を減らす働き方改革を同時に進めてまいります。

本県はこの環境を最大限に生かし、全国に先駆けて小学生から生成A I のGeminiを活用した最先端の学びを可能としております。このトップレベルの取組を安全かつ効果的に加速させるため、教育のデジタル化に高度な知見と豊富な経験を有する大阪教育大学や愛知教育大学、横浜市立大学の客員教授をお務めの小出泰久氏を新たに、とくしま教育D Xフェローに委嘱しました。

小出フェローの専門的な助言を最大限に生かして、子供たちの学びの高度化と教職員の働き方改革を進め、働き方軽減を両立させていくとともに、先生が子供たちと真に向き合う時間を生み出すことを県教育委員会として本気で実現してまいります。

井下泰憲委員

環境を整えていっていただいて、それを最大限に生かしていく、現場の先生方が迷わず安心してデジタル技術を活用していくのは大事なことだと思います。ただ、それにはサポートが欠かせません。

もう1点は、先ほど言いましたけれども、教員のなり手も少なくなっていく中で、各学校の魅力化もそうなのですが、教員の魅力化も一緒に進めていっていただきたいです。

例えば、今までの採用試験からもう少し広げたような変化を付けられる採用方法とか、いろいろあると思うのですが、その辺を併せてお伺いしていいですか。

金岡教職員課長

ただいま井下委員より、教員の魅力化とそれにつながるような採用方法について御質問を頂きました。

徳島県の教育の充実のためには優秀な教員の確保が必要でございまして、そのためには教員という職業の魅力化を進めていく必要があると考えております。

教員の潜在的ななり手を増やすために、高校生や大学生向けのセミナー、それから大学訪問を行うとともに、教員という職の魅力を発信するために各種メディアを通じた広報も

進めてまいりたいと思っております。

あわせて、教員の採用方法につきましても、優秀な教員が確保できるよう改善を図る検討を進めてまいりたいと思っております。

井下泰憲委員

最後の質問にさせていただきます。

今回、質問するに当たって、中川教育長がこれまで2年間やってきたというところで、いろいろとお伺いしたいと思っております。

私は本会議での質問で、教育長が就任された時に、中川教育長はデジタルを担当するために教育長になったのではないですよとお話をさせていただいたり、また委員会でも先生の強みは子供と一緒に学んでいくところだと思うので、それをしっかり教育委員会の中で生かしていただきたいとお願いした経緯があります。

今回、学校現場においてどのようにA Iと向き合っていくのかという点と、またこれからの時代の教育の在り方についてという点と、最後に私が言っている中川教育長ならではの徳島県の教育環境の作り方を、意気込みも含めて頂けたらと思いますのでお願いします。

中川教育長

全般的に教育長としての自己評価というお話だと思いますので、これは私しか答えられないのでお話をさせていただきます。

その前に、小学校時代の井下委員は常に問いを持ち続ける子供でした。これは何ですかというのをよく言っていたかと、本当に印象に残っております。常に物事に対して疑問を持ち続け、それをしっかり言葉にできる子供だったと思っています。

私もいろんな場所で、どういう子供を育てるかといったところで、自分で問いを立てられるような、そういう子供になってほしいと言いながら、頭の隅では井下委員のような振る舞いをしている子供を思い浮かべているのだと思います。

この4月で就任から2年がたちました。現場の一小学校の校長が突然、教育長という立場になったものですから、その仕事の全容を理解するのにはなかなか2年でも足りないぐらいだったかなと思っています。

なかでも県立学校に対しての政策がほとんどですので、県内のどこにどんな県立学校があり、どういう課題を抱えているかをできるだけ現場目線で見るとしてまいりました。

そして何よりも、自分の一言の重みに気付かされる日々が多く、こんなことできたらいいなと言言うと、1週間後に担当者がこんな感じで計画しました、よろしいですかみたいに持ってくるのです。その立場とか言葉の重みを本当に感じています。

そして、だからこそ思い付きでなく、様々な背景や前後をしっかりと考えて言葉を発することが大事なのだと痛感いたしております。

この2年間に取り組んだことの柱としては大きく三つあるかと思っています。就任当初は大問題となっていたタブレットの問題でございます。あの頃は毎日のように責任問題とか補償問題等がありましたので、幾ら私がI C Tをずっとやってきたといっても行政の話ですので、なかなか歯が立たなかった。ですので、できたばかりの教育D X推進課と共に対応

しておりました。そしてそこで新たな端末を選定するという事で、学びを止めない仕組みが整ったのではないかと考えています。

二つ目としては、先ほど宮城課長のほうからもありましたが、小・中・高・特別支援学校と12年間使い続ける県域アカウントの導入ということで、学校現場ではデファクトスタンダードとなったGoogle for Educationのプラットフォームにて県内標準の学習ツールによる教員研修ができる仕組みを整えることができました。

そして、その中の生成AIであるGeminiによるAIを使った授業については、その力を客観的に証明するGemini教育者資格というのを県教育委員会の事務局内で取得を推進し、学校現場においてAIに関する適切な支援のできる組織を作ることができました。

三つ目といたしましては、現場にいた頃に一番気になっていたことでございまして、県教育委員会等への提出物や配布物など、どのように削減していくかということにも取り組みました。これにより、現場に求める提出物をできるだけ減らし、教職員が授業に専念できる環境を少しでも改善できたと思います。

もちろんこの仕組みにも、先に述べたGoogle for Educationによる県域アカウントが大きく役立っています。つまり、今述べた三つの内容は相互に関連し合っています。単発で物事を考えるのではなく、全体を見ながら施策を実行できていたかなと考えております。

もちろんまだまだやりたいことがたくさんございます。高校教育改革では自ら選択できる力を持った生徒を育てるため、自己の特色や魅力を具体的な言葉で示せる生徒が高校の中にあふれたらいいなと考えております。実はこのことは中学校での進路指導に大きなバトンを渡すことにもつながると考えており、入試制度改革そのものにつながると考えています。

未来の宝である子供たちには特定の狭い世界の中で生きるのではなく、自らの意思で興味をしっかりと持ち、広い世界の空気を存分に吸収してもらいたいと考えております。

まだ道半ばではございますが、何が起こるか分からないこのVUCAの時代に主体的に学び続ける子供たちの育成と、その子供たちを支える教職員のウェルビーイングに貢献していきたいと考えております。

以上、自己評価も含めまして、今後の意気込みをお話させていただきました。

井下泰憲委員

変な汗をかきましたが、ありがとうございました。

引き続き頑張ってください。お願いします。

東条恭子委員

今の教育長のお話を聞いてまとまったなという感じがするのですけれども、私も不登校の問題についてお伺いしたいと思います。

県内の不登校児童生徒数が全国と同様に増加しているのですけれども、安心して学べる環境づくりが進められている中で、県教育委員会として不登校の増加をどう受け止めて、徳島県としてどのように分析を行ってきたのか、そして分析に基づきこれまでどのような改善策を講じてこられたのかお伺いしたいと思います。

福多いじめ・不登校対策課長

ただいま東条委員より、不登校の増加をどのように受け止め、どのような改善策を行ってきたのか御質問を頂きました。

令和 6 年度、国の調査によりますと県内国公立学校における不登校児童生徒数は小学校 573 人、中学校 1,241 人、高等学校 222 人と、小中高合計で 2,036 人となっており、8 年連続増加、過去最多となりました。

一方、不登校児童生徒数の増加率は前年度に比べ低下しておりまして、不登校対策に一定の成果が出たものと考えております。しかしながら全体数が減少に転じるまでに至っていない状況で、引き続き取組の強化が必要であると認識しております。

不登校を生まない環境づくりを図るとともに、不登校児童生徒の支援の充実が大変重要でありまして、県教育委員会ではスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを全公立学校に配置、派遣できる体制を整えるとともに、一人 1 台端末等を活用した S O S を見逃さない匿名相談アプリ活用事業を実施するなど、教育相談体制の充実に取り組んでまいりました。

また、増え続ける不登校児童生徒支援として校内教育支援センターの設置促進や教育支援センターの機能強化、フリースクールとの連携による不登校支援など、児童生徒一人一人の状況やニーズに応じた多様な学びの場の確保に取り組んできたところです。

さらに、学校に行きたくても行けない生徒を対象に令和 9 年 4 月、徳島県立学びの多様な学校を開校することといたしております。今後もしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

東条恭子委員

少し減ってきている兆しが見えているようなお話を聞いて嬉しく思っております。

ただ、先ほど言われた不登校の支援体制についてですが、校内教育支援センターの専門員やスクールカウンセラーが配置されているものの、そのスクールカウンセラーが実は複数校を掛け持ちしていて支援が十分に届いていないのではないかと保護者の方の心配する声があるのです。

校内教育支援センターの専門員やスクールカウンセラーの配置状況は、どうなっているのかお伺いしたいのと、令和 7 年度からタブレット端末に導入されている相談アプリがあると思うのですけれども、現状の利用状況や相談件数はどうなっているのか教えていただけますか。

福多いじめ・不登校対策課長

ただいま東条委員より、校内教育支援センターの設置状況並びにカウンセラーの配置、それから S O S を見逃さない匿名相談アプリの活用状況につきまして御質問を頂きました。

まず、校内教育支援センターの設置状況であります。校内教育支援センターは在籍する学級での学習や集団での生活が困難となった児童生徒の支援を行う特別な教室であり、県教育委員会では令和 6 年度より校内教育支援センター設置モデル事業を実施しております。本年度は 10 校をモデル校として指導員を配置し、校内教育支援センターの効果的な運用について研究を進めているところです。

研究の成果につきましては、市町村教育委員会や小中学校等に周知しまして、各校での校内教育支援センターの設置促進に努めております。

また、モデル事業とは別に、令和 7 年度より国の事業を活用し校内教育支援センター設置促進事業を実施しており、今年度は 8 市町教育委員会が校内教育支援センターに支援員を配置し、不登校児童生徒に対して継続的な支援を行っています。

なお、支援員の任用については市町村が担い、適切に配置することができていると認識しておりまして、大変効果が上がっているとお聞きしているところです。

続きまして、スクールカウンセラーの配置につきまして、今年度は拠点校 112 校に 69 名のスクールカウンセラーを配置し、全公立学校をカバーしている状況であります。

本県では拠点校配置方式を基本としまして、拠点校にスクールカウンセラーを配置しており、近隣の対象校も担当している状況です。同じスクールカウンセラーが校区内の中学校と小学校を担当することで、校種間を超えた継続した支援が行えるというところです。

しかし、児童生徒数が多い校区では時間数の拡大を求める意見もあり、スクールカウンセラーの配置拡充を進めております。

不登校やいじめをはじめとした児童生徒や保護者に対する相談や事件、事故等の被害児童生徒の心のケアなど、スクールカウンセラーが果たすべき役割は大きく、今後もスクールカウンセラーによる教育相談体制の充実に取り組んでまいります。

最後に SOS を見逃さない匿名相談アプリの活用事業についてです。いじめや不登校等、生徒指導上の諸課題において早期に適切に対応することが大切であるため、これまでネットパトロールや電話、SNS 相談などの取組を実施してきたところですが、ネットいじめ等は可視性が低く早期発見が困難な状況にあるため、現在の対応だけでは十分であるとは言えない状況となっております。

そこで令和 7 年度より、県内全ての公立中学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校において一人 1 台端末による匿名相談アプリを活用し、生徒がいじめ等で悩みや不安を抱えたときに相談を報告できる体制を構築いたしました。

相談アプリは匿名で報告・相談ができるため電話やメールよりもハードルが低く、被害者だけでなく傍観者となっている多数の生徒から通報が増え、いじめ等の早期発見・早期対応につながっています。

令和 7 年度の実績につきましては相談件数 809 件で、主な相談としましては学業、進路が一番多く、続いて友人、クラスメイトとの関係、落ち込みや不安、悩み、恋愛関係、家族との関係となっているところです。

東条恭子委員

相談アプリを入れてやってみることで、どのくらいの状況が把握できるのかというのはすごく大事だと思います。

これまで、信頼できる相談ということで、夏休みに学校へチャイルドラインカードを配布していただいたりもしていました。これはこれで、持っているとお守りになって、何かあったときにはここに電話すればいいというのも大事です。

ただ、先ほどもあったように教員が多忙ということもありますので、今後はこういうものをタブレットの相談アプリに入れていただくのも一つの方法ですし、子供たちも相談で

きる選択肢が広がるのは良いことと思うのですが、それについてはどう思われますか。

福多いじめ・不登校対策課長

東条委員より、多様な相談窓口の設置につきまして御質問を頂きました。

県教育委員会としましては児童生徒が相談しやすい環境を整えていくというところは大変重要であると考えておりますので、電話、それから今回のSNSによる相談窓口等も含めまして、しっかり周知も図っていきたいと考えております。

東条恭子委員

子供たちにとっても相談できる場所は、いろんな選択肢があるほうがしやすいと思います。今、学校にカードを配っていても一人一人には届いていないことがあるので、アプリに入れていただくと見えると。これに気付いたら早く対処してもらうことが解決の方法かなと思いますので、よろしくお願いします。

それと最後に、不登校対応ハンドブックについてですが、令和4年に改訂をされた後、改訂する目途があるのかどうか、そして保護者の方から、この中に是非コミュニケーションツールを入れてほしいという要望があるのですけれども、こういう要望は聞いていただけるのかどうかをお聞きしたいです。

福多いじめ・不登校対策課長

ただいま、不登校対応ハンドブックの改訂等につきまして御質問を頂きました。

不登校対応ハンドブックにつきましては、平成24年度に作成しまして令和4年度に改定をいたしました。現在、公立学校の教職員向け研修等において広く活用をいただいているところであります。

この改訂版ハンドブックは教職員がより実践的に活用できるようQ&Aを盛り込むなど、現場での具体的な取組へと展開できる内容となっております。

現時点では、更なる改訂については予定しておりませんが、不登校児童生徒の支援は児童生徒の状況や実態に寄り添い進めていく必要があり、現在の課題に合った支援策を研究していくことは重要であると考えております。

最後に、コミュニケーションツールについてでございますが、児童生徒や保護者の思い、願いを学校がしっかりと受け止め、連携をより円滑にするための個別ツールとして、つながりシートや応援プランの研究を校内教育支援センター設置モデル事業において実施しているところです。

その研究の成果につきましては、まとめ次第、ハンドブックとは別の形で学校等に周知できればと考えております。

東条恭子委員

是非、御検討していただけたらと思います。

このように不登校の子供、それから保護者、そして現場の教員、それぞれの立場で皆さん、いろんな悩みがあると思います。

次の第 5 期徳島県教育大綱と教育振興計画も変わりますので、策定に向け今後も子供たちの居場所、それから学童、放課後対策も含めて関係部署とも連携をとっていただき改善策を検討していただきたいと思います。

井村保裕委員長

午食のため休憩いたします。（12時03分）

井村保裕委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。（13時02分）

それでは質疑をどうぞ。

扶川敦委員

予定していなかったのですが、先ほど井下委員の出された問題について私なりの意見があるので、最初にそれを言わせていただこうと思います。

時間がないので中川教育長に倣ってチャットにも相談しながらでしたが、相談した途端にこれだけのレポートが出来上がるんですね。私の考え方と大体一致しますので、読み上げた質問になってしまいます。大したものですね。全部こんなことやっていませんよ。今回は臨時ですので。

私が一番心配しているのは、平和教育が萎縮するのではないかということです。しかし今回の問題は、こんなふうに整理してくれました。

安全管理については極めて重大な問題があって、政治的立場に関係なく厳しい責任追及が必要です。そのとおりだと思います。

しかし教育内容についても、反対運動側との関係が強い一方で、ほかの立場を十分扱っていなかったことや座込みへの参加を求める文書を形成していたことは、政治教育として不適切だった可能性が高いと言えます。

しかし、それを教育基本法第14条第2項の政治活動に当たると断定するかどうかは別問題です。法律違反とまでは言えないという反論にも相当な根拠があります。

したがって、最も妥当な対応は平和学習そのものを禁止、縮小することではなくて、安全性を徹底し、反対運動の現場を含む多様な意見の現実を見せながら、結論を生徒自身に委ねる学習へ改めることだと考えますと、チャットが。私もそう思います。

政治的中立性は政治問題を扱わないことで担保するものではなくて、学校が特定の結論に誘導するのではなく、生徒自身が証拠を比較して判断するような手続の公正さによって担保されるものだという考え方が正しいと思うのです。

私はずっと主権者教育を強化すべきで、そのためには現場の生の争点を現場で議論するのがいいんだと申し上げてきましたが、模擬投票でも実際の政党とは違う結果が得られているんですよ。外国はそうではないです。

だからこういうことに萎縮せず、本当の政治的中立というものを理解した上で、どんどん平和教育をやっていただきたい。このことについて見解を伺います。

藤本高校教育課長

扶川委員から御質問を頂きました。

学習内容の政治的中立性についてでございますが、教育現場において社会課題を取り扱う際、教育基本法第14条第2項に基づき特定の見方やイデオロギーに偏ることなく政治的中立性を確保することは、委員がおっしゃるとおりもちろん大前提でございます。

同時に社会で実際に起きている課題を直視して、生徒自身に多角的な視点から考えさせる学習の機会もまた、決して失われてはならない重要な教育活動であると認識しております。

先ほどもお伝えさせていただきましたが、高校では主権者教育に関する教員研修会を行っておりますので、本事例のような現在進行形の社会問題を授業や校外学習で行う際の公平・中立なファシリテーション技法について教員が学べるようなカリキュラムを研修会でも行ってまいりたいと思っております。

扶川敦委員

沖縄へ行っても、北緯38度線へ行ってもいいんです。現場を踏むということは非常に大事なことです。是非、積極的にやっていただきたいとお願ひしておきます。

学校給食の有機化について伺いますが、ホルムズ海峡の封鎖で世界中が大騒ぎになって、日本のような国は食料自給率がカロリーベースで38%、石油と食料が外国から買えなくなると、世界で一番餓死者が出ると言われています。専門家はそう言っているわけです。

そのため、農林水産省も有機栽培について、2050年までに耕地面積に占める割合を25%にするという目標を立てています。24年後ですから、今1歳の子供だと25歳の若者になるわけです。

しかし、全国で作付面積の率の変化を見ますと、過去5年間で耕地全体は0.5%から0.8%に増えたに過ぎないのです。僅か0.3%、年間の増加率は0.06%です。徳島県の作付面積は平成5年度に185haで0.67%でした。仮に毎年1%、有機農業の作付面積が増えたら24年で目標を達成できるのですが、1%は今の0.06%の16倍以上のペースということになります。これでは間に合わないんですよ。

有機農業を拡大するには需要の増加が必要なんですが、そのためには今の子供たちの食生活が有機農産物の味に慣れて、大人になってもしっかりと食べ続けるという方向に転換する必要があるんです。その鍵が学校給食です。

教育は国家百年の大計といわれますけども、有機給食がなぜ大切なのかということを、しっかりと食べながら学び、身に付けていくことが、100年よりも手前に起こる可能性がある食料危機から子供の命を守ることになるわけです。そういう感覚で真剣に取り組んでいただきたい。

既に小松島なんかでは有機米が導入されていますが、広域行政を担って県内自治体に範を示す立場にある徳島県立の小中学校、あるいは特別支援学校から有機農産物を率先して導入すべきということを申し上げてきました。

そこでお尋ねしますが、県立の小学校、中学校、特別支援学校も含めて、年間の食事数がどのくらいあり、もしこれを米食に置き換えたら、どのくらいのお米が必要なのか、その食数と米の必要量の試算を教えてください。

月本防災・健康食育推進幹

ただいま扶川委員より、有機農産物につきまして、特に米食について県立学校における学校給食で年間どのくらい使用されているのかという御質問を頂きました。

この件につきまして正確な調査ができておりませんが、県立中学校等のみの学校給食について、例えば米飯のみにつきまして、一人当たり 1 食分のお米の量が 100 g と栄養価等から考えますと、100 g に県立 3 中学校等の生徒数 760 人を掛けまして、給食の実施数が令和 7 年度、大体 190 日ほどでしたので、これで米飯のみを概算することができます。計算しますと約 15 t になります。

扶川敦委員

私が昨年 2 月に県議会の経済委員会で聞いたのですが、県内の有機農産物の生産量は恐らく 500 t 以上あると言っていました。県内の学校給食で必要となる米を全部したらどうなるのかと聞いたら、その時は 730 t ということを答弁されました。

今の僅かな有機米の生産量であっても全部それに充てたら、既に県内の学校給食需要量の 7 割前後まで賄えるぐらいの有機米があるんです。まして県立学校、小学校はないから中学校のことを出してもらいましたが、全部を有機米にしても 15 t ですから、これはハードルが高くないんです。

今後、学校給食で使う野菜も含め有機で賄うことができないのか学校に近い地域の農業の実情を調べて、必要に応じて農家さん側、農業協同組合に有機農産物を栽培してもらえないのかというような依頼を真剣にすることも必要だと思います。そういう調査研究に取り掛かっていただきたい。

そのためには給食の方式が自校なのか、センターなのか、民間委託なのか、そういうものも場合によったら見直さなければいけないと思います。

まずは、そういう調査と研究に取り掛かっていただきたいのですが、どうですか。

月本防災・健康食育推進幹

ただいま委員から、有機農産物を学校給食に取り入れる研究を進めるべきではないかという御意見を頂きました。

食に有機農産物を活用することにつきましては、子供たちが農業や環境について理解する絶好の学習の機会と認識しております。

ただ、学校給食に有機農産物等を活用することは、限られた食材費の中で大量の食材を安定的に確保する必要があるため、まずは価格であるとか、生産量等の課題があると認識しております。

また、有機農産物は品質であるとか規格が一定でないこともございまして、味であるとか、調理場での調理方法、品質管理、様々な条件を整える必要があります。

そのため学校の栄養教諭だけでなく、調理現場であるとか保護者の理解を得るということも重要になってまいります。

一方で、全国的では地域の実情に合わせて様々なアプローチで有機農産物を学校給食に取り入れる取組が進められております。県教育委員会といたしましては、引き続き先進的な自治体の取組事例を基に有機農産物の学校給食での提供に関する課題等につきましても

研究を進めてまいりまして、引き続き食の選択について正しく判断できる能力を養う食育の推進に努めてまいりたいと考えております。

扶川敦委員

おっしゃったように課題が分かっているわけですね。次は、その課題をどう解決するかの研究であるべきでなので、そうだという理解をしました。

是非、1 歩でも 2 歩でも前進していくように、真剣に取り組んでいただきたいということをお願いしておきます。

それから、特別支援学校の教室不足と教員不足に関する記事が徳島新聞に掲載されていたことについて思い付いたので伺います。

在籍児童が増えて教室が足りなくなかったというのですが、私の地元の板野支援学校でも特別教室や会議室を転用してしのいでおり、不便だということを知らなかったです。ひどい話で、申し訳ないと思います。

そこで伺います。県全体の数字で見ると、板野支援学校だったら病弱、知的障がい、肢体不自由の 3 障がいですが、小中学校を合わせて障がいごとに過去 5 年を見た場合、学級数や生徒数はどう変化してきたのか、数字を教えてください。

中山特別支援教育課長

ただいま扶川委員より、県立特別支援学校における児童生徒及び学級数等について、障がい種別ごとに伺いたいという御質問を頂きました。

現在、少子化が進行している中、県立特別支援学校に在籍する児童生徒につきましては増加傾向にあります。令和 8 年度では 9 校 2 分校合わせて 1,038 人となっております。

この数字ですけれども、令和 4 年度からの 5 年間を比較してみますと、令和 4 年度は 941 人から今年度 1,038 人ですので、約 1 割に当たります 97 名が増加しているという計算になります。

特別支援学校につきましては、それぞれの学校において対象とする障がい種別が異なっております。特別支援学校の教育の対象となります障がい種につきましては五つございまして、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱となっております。

本県における障がい種別ごとの増減につきましても令和 4 年度と比較してみますと、増加しておりますのは知的障がいのみでして、ここが 128 名の増加、その他、視覚障がいは 3 名の減少、聴覚障がいは 8 名の減少、肢体不自由は 11 名の減少、病弱は 9 名の減少となっております。知的障がいの増加の状況につきましては、全国的にも同様の状況となっております。

扶川敦委員

全体が増加していない中で知的障がいだけが上がっていることが全体数を押し上げているということです。原因は文部科学省も一定の分析をしていますが、県教育委員会は徳島県の状況は分かっているわけですから、徳島県として、知的障がいの増加について何が原因なのか分析しておられますか。

中山特別支援教育課長

ただいま扶川委員より、増加しております知的障がいに関しまして、その理由を伺いたいという御質問を頂きました。

理由としては、県としましては三つの要因が考えられております。

一つ目は障がいに対する社会全体の認知や理解の浸透です。障がいや特別支援教育に関する県民向けの講演会の開催ですとか特別支援教育に関する教員研修等の実施により、社会全体の障がいに対する理解が深まり、子供たちの困り感や支援の必要性に対する周囲からの気付きが高まったことが要因であると考えております。

二つ目は早期発見・早期療育に向けた体制整備の充実です。1歳半健診ですとか3歳児健診に加え、市町村によっては新たに5歳児健診を取り入れるなど、子供の発達状況を確認できる機会が拡充され、早期からの医療機関への受診につながる体制が充実してきたことも要因の一つであると考えております。

三つ目は特別支援学校での専門的な教育に対する魅力と期待の高まりです。これまで特別支援学校では個々の実態に応じた指導、支援を基本としつつ、近年では子供たちの活動の場を学校から地域、社会へと拡大を図り、様々な取組を進めているところです。

こういった取組の活動の様子ですとか学習成果をSNS等で広く発信をしてきたこともあって、特別支援学校の教育を具体的に知っていただく機会になっていることも一つの要因であると考えております。

これらの要因により、特別支援学校での学びを選択される方が全体として増加しているのではないかと捉えているところでございます。

扶川敦委員

人員の話は、増えていくと学級と施設、教員の不足につながっていくという報道もされています。そちらを先に聞きたいと思うんですけど、人口減少の中でも支援学校の生徒が増えている原因の一つに、父兄の認知があります。これは、この子は障がいがあるんだということが分かって、それが知的障がいを伴うと支援学校に入学させてもらえることが分かってきて、是非そこで見てもらいたいというニーズが高まる。これは肌感覚でもよく分かります。

知的障がいの中に発達障がいを伴う場合は相当あると思います。発達障がいも過去には認知されていなくて、私は自閉症の子を持つ親の会を組織して運動したことがありますが、今時そんなことは常識になっています。当時はしつけが悪いみたいなことを言われていたわけです。

そういう子供たちにとって、これは大きな前進だと思いますし、決して支援学校の生徒が増えていることはマイナスではないと思っております。

そこで、施設面や人員面で足りないといわれているのに対して、徳島県内の支援学校では県立の本校と二つの分校があり、これに鳴門教育大学の1校があると思うんですが、県の分についてはどうかと思いますけれども、教員配置が去年の令和7年5月1日時点では配置基準を満たしていなかったと。今年はどうなっていますか。

金岡教職員課長

ただいま扶川委員から、特別支援学校における教員の未配置に関する御質問を頂いたと認識しております。

今年 5 月 1 日時点では、5 校において 13 人の未配置となっております。

扶川敦委員

配置基準を満たしていないというのは、絶対数として数が足りていないのか、臨時教員も含めて、取りあえず必要な教員の数は確保されているのか、区別がよく分かっていないので教えてください。どちらなんですか。13 人というのは絶対数が足りていないんですか。現場に行っている教員の数を数えたら、本来必要な数を 13 人も下回っているのですか。

金岡教職員課長

ただいま扶川委員から、未配置の状況の詳細について御質問を頂きました。

先ほど、お答えしました 13 人の未配置というのは、いるべき教員が実際に配置できていないということでございます。

扶川敦委員

実は、岡田委員が取り上げた教員不足は通常の学校でも生じているという話があって、未配置の数が言われました。

定数内臨時教員が配置されていない。されてしまえば解決するんだけど、それができていない。それもできていないというのが 13 人と驚きました。増えているではないですか。

これについて、先ほどの教室が足りないという施設の問題、記事に詳しく書いてあるので繰り返しませんけど、いつまでにどういう対応をやろうとしているか教えてください。

中山特別支援教育課長

ただいま扶川委員より、学校施設面での不足教室等に関する環境について、いつまでにどのような対応を考えているのかという御質問を頂きました。

現在、県教育委員会では知的障がいのあるお子さんの増加に対応すべく国府支援学校整備事業、また令和 8 年度からは鴨島支援学校における知的障がいのある子供たちの受入れを開始するなど、県全体としての受入れの拡大を図っているところでございます。

昨年度設置しておりました、徳島県特別支援学校の教育環境に関する検討会議の中でも、今後の教育環境につきましては学校の施設改修だけではなく既存ストックの活用等も有効ではないかといったような御意見も頂いております。

そういったところも含めまして今後、県では学校関係者等で新たにワーキンググループ等も設置させていただいてハード面、ソフト面、両方について検討を進めていくように考えているところでございます。

扶川敦委員

私も提言に目を通しましたが、いいことがいっぱい言われていますよね。大事なのはいつまでに具体的に何をやるかです。

例えば、その周辺施設の調査に掛からないと検討できませんよね。それはいつまでにや

るんですか。それからそのめどをいつまでに立てるのですか。

それから教員が足りない分は今すぐにでも解決しなければいけない問題だと思うんですけど、5月1日時点でまだ足りていないとしたら、一体どうやって教育しているのですか。

カバーできていないのだとしたら、由々しき問題ではないかと思いますが、どう対応されますか。いつまでに解決しますか。

中山特別支援教育課長

ただいま扶川委員より、施設面等の受入れにつきまして、いつまでに対応していくのかと教員不足に対する対応について2点御質問を頂きました。

まず時期等につきましては、県では国府支援学校の整備、鴨島支援学校での受入れを始めたことによりまして、今後どのように生徒の増減が動いていくのかといったところを注視するように考えております。

それも含めまして、今後の人数予測に基づく形で計画を検討していくように、今年度からワーキンググループも立ち上げます。

時期につきましては、今のところ未定ですが、ワーキンググループを立ち上げ、その中で検討を同時に進めていく形で考えております。

2点目に頂きました教員不足に関する対応につきましては、提言書の中に書かれております人材の確保策のところにもあるんですけれども、高校生、大学生に対する特別支援学校等を利用したインターンシップの強化の推進もあります。

特別支援学校と高等学校とで連携するような形で現在、高校生のインターンシップを開始しているところでございます。

また、ある特別支援学校で大学生等がボランティアで教員の教材作り等にも入っていただくという体験を通して、教員を目指す、そちらの方向に進路を取っていただけるような取組も進めているところでございます。

扶川敦委員

教員免許のない人を雇って、後で教員免許を取っていただくという自体も提言の中で提案されている一つの大きな新しい取組でいいと思います。

取りあえず、ボランティアの配置で何とかやり繰りしている状態だと思いますが、13人でいけたのですか。

5月1日に足りていなかったけれど、その後ボランティアを導入したおかげで13人分足りたんですか。まだ足りてない部分もあるんですか。何人ボランティアが入ったかを説明してくれたらいいです。

中山特別支援教育課長

ただいま扶川委員より、ボランティア等について学校現場にどのくらいの人数が入っているのかといった御質問を頂きました。

先ほど御説明させていただきましたボランティアにつきましては、直接授業に関わるというよりは教員が授業等に使用する教材作成であったり、給食の配膳であったり、そういったところに協力を頂いているところでございます。

現在、ある特別支援学校で取り組んでおりますボランティアの活用につきましては40名近くの登録があり、毎日5名程度の学生の方又は地域の方がボランティアという形で、学校現場に入ってきてくださっております。

これにより教員の負担軽減にもつながっていると現場からは聞いております。

扶川敦委員

インターンも教えてください。何人ですか。

中山特別支援教育課長

ただいま扶川委員より、それはインターンシップの体験かという御質問を頂きました。

（「インターンの人数、ボランティアは別でしょう。学校の免許を持っていないけども、現場に入って実際に先生と同じようにされている人はいますかということです」と言う者あり）

インターンシップの人数との御質問だと受け取りました。

すみません、今年度の状況は把握できておりません。昨年度、同じような取組をモデル的に実施した経緯があるんですけれども、授業等に関与して入らせてもらっていた高校生は全部で10名でございます。

扶川敦委員

また、正確に調べてみてください。急に聞いたので申し訳なかったですけど。

とにかく子供たちへのサービスが低下しないように、場所の問題もありますけど、フォローしてくれる人が足りないのでは話にならないので、教員の負担を軽減して、その分、先生が掛け持ちみたいなことになっているのかも分かりませんが、これは何とかしていただきたいと思います。

それから、文部科学省の区分では、教育課程というのは特別支援学校、特別支援学級、通級による指導、通常の学級の四つに区分されています。

生徒数は全体で減っているので、支援学級の増加で教室不足が生じているのではないですか。時間がないので聞きませんが、私の想像では支援学級については、文部科学省の基礎定員数内の教員で配置されているはずです。

今聞いたらそれが足りてないという話ですけど、これ以上は聞きません。早く埋めてください。

支援学級については基礎定数内容は不足していない。これもそう考えていいのかどうかということもあるのでお聞きするのです。

これも脱線しますが、先ほど岡田委員が年度当初未配置の先生の問題を質問されましたが、定数内臨時教員、欠員を臨時教員で埋め切れていない学校がいまだに残っているのではないかと。

文部科学省の資料では、今年3月5日発表の「教師不足」に関する実態調査で、徳島は令和7年5月1日、小学校で6校6人、中学校で6校8人不足になっています。これも今の支援学校の話ではないと思うんですけど、違うんでしょう。これは別の、通常の学校で不足が発生しているんでしょう。教えてください。

金岡教職員課長

ただいま扶川委員から、教員の未配置について御質問がありました。

委員がおっしゃった文部科学省の調査と同じような、公表はされていないですけども、令和 8 年 5 月 1 日現在の未配置数は小学校 8 人、中学校 8 人、高等学校 5 人、特別支援学校 13 人ということになっております。

扶川敦委員

高校は何人とおっしゃいましたか。

金岡教職員課長

高等学校は 5 人でございます。

扶川敦委員

文部科学省のレポートを見ますと、不足が生じている理由は支援学校の教員がたくさん増えていることもあって、そちらに取られているものも要因の一つと考えられています。

支援学校も足りていないわけではないですか。全体として実際に必要な人が臨時教員を配置しても足りずに、まだ全県で 8 人、8 人、5 人、13 人も不足する。これは由々しき事態ではないですか。

先ほどティーチャーズバンクの話が出て、3 年ごとに更新しているという御答弁がありましたが、それだったら 10 年前の人に声を掛けなくても確保できるはずでしょう。底を突いているのではないですか。

今、ティーチャーズバンクの登録者で応じてくれる人は、実際どのくらいいるんですか。

金岡教職員課長

ただいま扶川委員より、ティーチャーズバンク、それからマイスターバンクに関する御質問を頂きました。

岡田委員がおっしゃった 10 年前に登録した方に今年度連絡があったということに関しまして、補充教員を当課の管理主事、それからいろいろな方法を使って確保する中で、臨時教員の迅速な確保のための人材の掘り起こしの過程で、3 年以上前に登録された方に連絡を取らせていただく場合もございます。

それから、臨時教員の確保に当たりましては、その勤務先である学校が所在する地域ですとか、週に何時間働くかといった労働条件、勤務条件がございまして、それにフィットする人を探している形になります。

それから、5 月 1 日時点の未配置数について先ほど答弁を差し上げましたけれども、このうち 6 月 1 日現在も未配置となっているのは、小学校が 3 人、中学校が 4 人、高等学校が 4 人、特別支援学校 3 人、合計 14 人でございまして、絶えず臨時教員の確保も含めて教員の確保に尽力しておるところでございます。

扶川敦委員

頑張って減らしているのは分かります。引き続き頑張っていただきたいんですけど、地域がどこであるとか労働状況の問題とかいろいろあって、なかなか見付からないと思います。私は根本的には、こういうことが毎年のように繰り返されないように定数の改善が必要だと思うんです。

他県でやったこともあると聞きましたが、国がやってくれなければ、県単独事業の教員を置いておけば、こういう穴を開けなくて済むではないですか。県単独事業の教員に、普段何をやってもらうんだといったら、幾らでも想像することがありますよ。その一つが通級指導で、定数内で対応しているでしょう。

それから、学校の通常教室の中で問題を抱えている子供さんたちに対して、付いてその場で指導する人というのがあるでしょう。午前中の議論では市町村がお金を出してあげて、こういう人たちも配置することで埋められるでしょう。

そういう、あらゆる手を尽くして、とにかく新しい年度になって、欠員が生じたらすぐに埋められる体制をとっておかないと、ずるずると、ゼロになるまでまだ掛かりますよ。

これは、もう一度、県がどこまで安定的に確保するかという独自の対策をとる必要があるのではないのでしょうか。お考えをお聞きします。教育長にお聞きしたいのですがどうですか。聞くのはいやらしいですか。

金岡教職員課長

ただいま扶川委員から、いわゆる県単独事業の教員を増やすべきではないかといった御趣旨の御質問を頂いたと認識しております。

県教育委員会といたしましては、まずは県単独事業の教員ではなく、引き続き定数を確保していくことを頑張ってまいりたいと思っております。

また、先ほども答弁させていただきましたとおり、臨時教員の確保にも絶えず尽力をしてまいりたいと思っております。

扶川敦委員

頑張っておられるのは分かるんです。制度の枠組みが変わらないと、教育委員会さんが一生懸命やったって確保できないのが現実なのではないですか。毎年そういう人が出ているではないですか。これはいけないですよ。数は絶対に、何が何でも人を確保するというのが、教育の質を担保する一番の基本ではないですか。

これはこのままにするわけにはいけないと思うので、今後県単独事業も含めて、それから市町村が配置する、例えば障がいを持っているけれども、特別な支援が必要で支援学校にも支援学級にも行っていない、通級や教室の中でフォローを受けている子供たちに対する対応をしっかりやっていくためにも、その人数を増やす必要がある。

時間がないのであと一つだけ。それに関係して市町村が力を入れている支援員の名前は何かというのですか。特別支援員かな。県内に何人いるのか、何校になるのか、それだけ教えてください。

中山特別支援教育課長

ただいま扶川委員より、小・中学校等の通常学級で学んでいる特別な支援を必要として

いる児童生徒に対する特別支援教育支援員の配置の状況についての御質問を頂きました。

現在、県内の昨年度の実績で申し上げるようになるんですけども、昨年度は18市町村において計465名を配置しておりました。

扶川敦委員

支援員というのは本当にそれだけやっているのですか。そうは思いません。後で正確な資料をください。そうしたら学校に相当いるはずですよ。そんな人がいるとは聞いたことがありません。私の関係者もそういうサポートを受けていなかったんですから、また教えてください。

中山特別支援教育課長

1点補足と修正をさせていただきたいのですがよろしいでしょうか。

失礼いたします。先ほど扶川委員から一番初めに頂きました特別支援学校の児童生徒数の増加のところの中で、学級数についての答弁ができておりませんでしたので補足で説明させていただきます。

学級数につきましては令和4年度が251学級でしたが、令和8年度は262学級となっております。これが補足の答弁でございます。

もう1点、修正なんですけれども、質疑応答の中で高校生によるインターンシップの人数を10人とお伝えをさせていただきましたが、授業等に関与して入らせてもらっていた高校生は全部で38名でございます。すみません、修正のほうよろしく願いいたします。

井村保裕委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

教育委員会関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、教育委員会関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号、議案第6号、議案第11号

次に、請願の審査を行います。

お手元の請願文書表を御覧ください。

関連のある請願については、一括して審査いたしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、請願第 4 号、国へ「国の負担で学校給食費無償化の早期実現を求める意見書」の提出を求める請願及び請願第 10 号、ひとりひとりを大切に徳島でゆきとどいた教育を求める請願のうち、③小・中学校の給食費無償化を国に働き掛けることを審査いたします。

以上の 2 件について、一括して理事者の説明を求めます。

中川教育長

請願第 4 号及び請願第 10 号の③の学校給食費無償化につきまして、現状を御説明させていただきます。

学校給食の実施に当たっては、学校給食法第 11 条により、施設や設備に要する経費や従事する職員の人件費などは学校の設置者が負担し、食材費などに要する経費については、保護者が負担することとなっております。

こうした中、本年 4 月には国において、公立の小学校段階を対象とした給食費負担軽減交付金が創設されるとともに、中学校についても小・中学校の給食実施状況の違い等も含めた課題を整理した上で、検討を行うことが示されております。

今年度、県内で年間を通じて、小・中学校の給食を無償化しているのは 16 自治体で、その他 8 自治体では、一部補助等の支援が行われております。

また、県立学校におきましても、令和 4 年度より国の補助制度を活用して、食材費高騰分を支援しているところです。

しかしながら、多くの市町村において、現在の国の交付金基準額を上回る保護者負担が発生していることなどから、去る 5 月には知事が国に対し、小学校段階における基準額を超える全額補助及び中学校段階を含めた学校給食費完全無償化への恒久的な財政支援制度を早期に創設するよう、強く要望を行ったところであります。

県教育委員会といたしましては、今後とも、国におけるいわゆる給食費無償化に向けた動きを十分注視するとともに、引き続き、恒久的な財政支援制度を早期に創設すること等を強く働き掛けてまいります。

井村保裕委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件は、いかがいたしましょうか。

（「採択」という者あり）

（「継続」という者あり）

それでは、御意見が分かれましたので、まず継続審査についてお諮りいたします。

以上の 2 件は、継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は、御起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本件は継続審査とすべきものと決定いたしました。

以上で請願の審査を終わります。

【請願審査結果】

継続審査とすべきもの（起立採決）

請願第 4 号、請願第10号③

これをもって、教育委員会関係の審査を終わります。

次に、お諮りいたします。

委員長報告の文案はいかがいしましょうか。

（「正副委員長一任」と言う者あり）

それでは、そのようにいたします。

次に、当委員会の閉会中継続調査事件について、お諮りいたします。

お手元の議事次第に記載の事件については、閉会中に調査することとし、その旨、議長に申し出いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

これをもって、文教厚生委員会を閉会いたします。（13時49分）